

## 「上三川町公共下水道ストックマネジメント基本計画」案 に関するパブリックコメント

町では、下水道施設の長期的な改築を計画的に実施するため「上三川町公共下水道ストックマネジメント基本計画」の策定を進めています。

このたび案がまとまりましたので、これを公表し町民の皆さまからのご意見を広く募集します。寄せられたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を公表します。なお、個々のご意見等に対しては直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

- ▶公表する資料名＝上三川町公共下水道ストックマネジメント基本計画(案)
- ▶資料の閲覧期間＝令和3年2月12日(金)～令和3年3月15日(月)
- ▶資料の閲覧方法＝町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、上下水道課窓口、中央公民館窓口にてご覧になれます。
- ▶意見等の提出期間＝令和3年2月12日(金)～令和3年3月15日(月)午後5時15分《必着》
- ▶意見等を提供できる方＝町内に居住・通勤・通学する方、町に納税義務を有する方、本案件に利害関係を有する個人または法人
- ▶意見等の提出方法＝意見等提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。なお、ご意見等は、口頭、電話では受け付けできません。

▶問い合わせ先＝上下水道課 下水道工務係 ☎ 56 9144

## 「上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」案 に関するパブリックコメント

ごみステーションに各家庭から出された資源ごみを、何者かが持ち去る事案が発生していることから、資源ごみの持ち去りを禁止する規定を追加する等の「上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正を検討しています。

このたび改正案がまとまりましたので、これを公表し町民の皆さまからのご意見を広く募集いたします。

寄せられたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を公表します。なお、個々のご意見等に対しては直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

- ▶公表する資料名＝上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(案)
- ▶資料の閲覧期間＝令和3年2月12日(金)～令和3年3月15日(月)
- ▶資料の閲覧方法＝町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、地域生活課窓口、中央公民館窓口にてご覧になれます。
- ▶意見等の提出期間＝令和3年2月12日(金)～令和3年3月15日(月)午後5時15分《必着》
- ▶意見等を提供できる方＝町内に居住・通勤・通学する方、町に納税義務を有する方、本案件に利害関係を有する個人または法人
- ▶意見等の提出方法＝意見等提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。なお、ご意見等は、口頭、電話では受け付けできません。

▶問い合わせ先＝地域生活課 環境係 ☎ 56 9131

## 児童扶養手当制度について

### ▶児童扶養手当とは？

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

### ▶手当額（月額）は？

受給資格者（父又は母等）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

#### ○子ども1人の場合

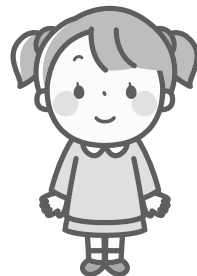
全部支給：43,160円 一部支給：43,150円～10,180円

#### ○子ども2人の場合

全部支給：53,350円 一部支給：53,330円～15,280円

#### ○子ども3人目以降の加算額（1人につき）

全部支給：6,110円 一部支給：6,100円～3,060円



### ▶手当を受給するためには？

町への申請が必要となりますので、支給要件に該当する方は、子ども家庭課相談支援係へお問い合わせください。手当は、申請の翌月分から支給開始となります。

▶問い合わせ先=子ども家庭課 相談支援係 ☎ 56 9137

## 納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です！

令和2年1月～12月中に納めた国民年金の保険料は、所得税及び町県民税の申告で社会保険料控除の対象となります。（過去の年度分や追納保険料なども含みます。）

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者や大学生のお子さんなど、ご家族の保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

令和2年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには所得税及び町県民税の申告において、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構本部から『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が10月下旬～11月中旬に送付されていますので、申告書の提出の際には必ず添付してください。

なお、10月1日から12月31日までの間に、国民年金保険料を納付された方には、令和3年2月5日に送付されます。紛失等により再発行が必要な場合には、下記のねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所までお問い合わせください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万が一のときにも心強い味方です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。



○ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004

050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03(6630)2525をご利用ください。

○宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎ 56 9134

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。